

名古屋市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を次のとおり定める。

2 情報公表を行う障害福祉サービス等

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

3 報告の対象となる事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告

の対象となる。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本要綱で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

4 基準日

当該年度の4月1日

5 実施期間

当該年度の4月1日から3月31日まで

6 報告の内容

事業者が報告する具体的内容は、以下のとおりとする。

- (1) 当該年度の4月1日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

別添1基本情報及び別添2運営情報

- (2) 当該年度の4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者

別添1基本情報

7 報告の方法

事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じ市長へ報告するものとする。

なお、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可とする。

8 報告の開始

- (1) 当該年度の4月1日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

当該年度の5月1日

- (2) 当該年度の4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者

事業者等指定を受けた日（ただし、その日が（1）の開始日より早い場合は（1）と同じとする。）

9 報告の期限

- (1) 当該年度の4月1日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

当該年度の7月31日

- (2) 当該年度の4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者

事業者等指定を受けた日から1か月以内（ただし、その期限が7月31日より早い場合は7月31日とする。）

10 更新の取扱い

報告は、原則年1回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更のあったときは、その都度、報告する。

11 障害福祉サービス等情報の公表時期

- (1) 当該年度の4月1日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

当該年度の9月30日

- (2) 当該年度の4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者

当該年度の9月30日又は報告後1か月以内のいずれか遅い日

12 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、市長の指示により、調査又は公表を行うこと。

13 苦情等の対応

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は次のとおりとする。

(1) 2の(1)から(3)に係る窓口

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課指定指導係（電話 052-972-3967）

(2) 2の(4)から(6)に係る窓口

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課子ども発達支援係（電話 052-972-2520）

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度名古屋市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱（平成31年4月1日制定）は、廃止する。